

学校施設使用内規の再検討について（回答）

- 提出者：別所自治公民館
- 受付日：平成30年10月24日
- 回答日：平成30年12月4日

1. 学校施設使用内規の再検討について

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

ご要望のありました自治公民館単位での行事の学校施設使用料の減免については「倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則」第2条第1項の規定による、市長が特に必要があると認めたものに含まれていないため、学校施設の使用料の負担をしていただいているところであります。

しかしながら、自治公民館活動の活性化、地域振興の一環として自治公民館より施設利用料の減免についての要望が、今後増えるようであれば施設使用料の減免について庁内で協議し検討してまいります。